



会 則

第1条 名 称

本スクールは「ウィクトル・イングリッシュ・クラブ」(以下本英会話教室)と称す。

第2条 所在地

本英会話教室の所在地は“愛知県東海市加木屋町柿畑 33-7”とする。

第3条 経営・運営

本英会話教室は、伊藤 勝(以下代表者)が行う。

第4条 目 的

本英会話教室は、外国人講師および日本人スタッフによる指導を行い、「耳からの英語学習」を目的とする。

第5条 会 員

本英会話教室は会員制とし、入会に際して下記の手続きをとるものとする。

- 1、本英会話教室に入会を希望する方は、本会則及び細則の諸契約を代表者と締結しなければならない。
- 2、代表者は1に際して、本会則及び細則の契約書面を交付するものとする。
- 3、本英会話教室の会員種別、受講条件等は「細則」のとおりとする。
- 4、本英会話教室に入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び教材費・年会費等を本英会話教室に納入するものとし別途定める利用開始日から受講できるものとする。

第6条 入会資格

会員は本英会話教室の基準に適した男女とし次の各号に該当する方とする。

- 1、各会員種別の適応年齢に達し、且つ本会則及び本英会話教室の諸規定を厳守する方。且つ親権者の同意を必要とする。
- 2、本英会話教室の会員として本人もしくは保護者の品位と社会的信用に問題がないこと。
- 3、本人もしくは保護者が、暴力団関係者でないこと。または言動がそれに類する者でないこと。
- 4、本人もしくは保護者が本英会話教室の会則・細則を承認していること。

第7条 会員種別

本英会話教室の会員種別は別途細則で定めるものとする。

第8条 会員種別や会員区分等の変更

会員は本英会話教室の会員種別・受講クラス又は本英会話教室の受講曜日および受講時間を変更する場合は、一ヶ月前までに申し出ることとする。

また、変更希望するクラスが定員に達している場合は、予約待ちとする。

第9条 入会金・年会費・教材費

入会金及び年会費・教材費は別途定める金額とし、入会時及び毎年4月度の月謝と合わせて、年度の年会費を納める事とする。

尚、入会金及び年会費・教材費は在籍期間のみ有効とし、退会後再入会された場合は再度徴収するものとする。また、一旦納入された入会金及び年会費・教材費については、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

第10条 月会費

会員は「細則第 3 条」に定める月会費を受講の有無に関わらず、前納にて支払うものとする。

尚、一旦納入された月会費については、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

第11条 譲 渡

会員資格はこれを他に譲渡できないものとする。

第12条 会員資格の一時停止又は除名

会員が次の各号の一つに該当した場合又は、本英会話教室はその資格を一時的に停止及び除名することが出来る。

- 1、入会または受講に際して虚偽の申告を行った時、又は入会資格に抵触した場合。
- 2、本英会話教室の名誉・信用を損傷したり、他の受講者及びその保護者に対して著しく迷惑となる行為があった場合。
- 3、本会則・細則及び本英会話教室が定めた諸規定に違反した場合。
- 4、業務を妨害したり、またはその恐れがある場合。
- 5、施設・設備等を故意に損傷した場合。
- 6、他人に伝染または感染する恐れがある疾病を有する場合。
- 7、インフルエンザ＝解熱した後 2 日を経過するまで
- 8、百日咳＝特有の咳がきえるまで
- 9、麻疹(はしか)＝解熱した後 3 日を経過するまで
- 10、 おたふく風邪＝耳下腺のはれが消えるまで
- 11、 風疹＝発疹が消えるまで
- 12、 水ぼうそう＝すべての発疹がかさぶたになるまで
- 13、 プール熱＝主要症状が消えてから 2 日を経過するまで
- 14、 結核＝医師において伝染の恐れが無いと認めるまで
- 15、 上記を含むすべての疾病に於いて、治療後の受講については医師と相談すること。
- 16、 会費を 3ヶ月以上滞納、またはその他の諸支払いを 1ヶ月以上滞納

し、支払いの督促にも応じない場合。

17、 上記事項以外に本英会話教室側が不相当と判断した場合。

第13条 休 会

会員が休会する場合は月単位とし、休会をしようとする月の一ヶ月前までに本英会話教室に所定の書面にて申し出る事。尚、電話での申し込みは不可とする。復会後の受講日時が変更になることを承諾するものとする。

休会は最長 3 ヶ月までとし、休会中の月会費は徴収しないものとする。(年会費・教材費は別)

また、疾病等特別な理由であると判断できる場合、会員と本英会教室と双方協議をするものとする。その場合必要に応じて診断書または、証明書等の提出を求める場合がある。

第14条 退 会

1、 会員が退会する場合は、最終利用月の前月の末日までに退会届を提出しなければならない。また、月会費その他未納金がある場合には、それを完納して退会するものとする。

2、 退会者(除名を含む)は退会時に会員証を本英会話教室に返還するものとする。

第15条 会員資格の喪失

次の各号の場合、会員はその資格を喪失する。

- 1、 死亡
- 2、 退会
- 3、 除名

第16条 会員証

1、 本英会話教室は会員に会員証を交付する。

2、 本英会話教室は会員証に記載された会員番号にて会員を管理する。

3、 会員証は本人のみが使用し、他人に貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合には、速やかに会員証を本英会話教室に返還しなければならない。

4、 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに届出、再発行料 ¥ 1,050-を支払うものとする。

第17条 変更事項の届出

会員は住所・連絡先及びその他、入会申し込み記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本英会話教室に届出ることとする。

第18条 休講日・臨時休講など

1、 本英会話教室は別途定める年間スケジュールによって休講日を定める。

2、 本英会話教室は諸般の事情により営業時間・休講日を変更する場合があ

る。

- 3、本英会話教室は、次の事由により施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限することがある。
 - ① 天災・地変、あるいは気象災害などで危険が予期されるときなどやむをえない理由により本英会話教室を開場出来ない時。
 - ② 施設のやむを得ない事由により本英会話教室が開講できない場合。
- 4、代表者は、前項2、及び3、の理由により本英会話教室を開講できない場合事前に会員に告知することとする。
- 5、代表者は、3、①の理由により本英会話教室を開講できない場合、振替授業は行わないものとする。
- 6、代表者は、3、②の理由により本英会話教室を長期休講した場合、会費は別途細則で定めたとおりとする。

第19条 施設の利用

- 1、会員は、本英会話教室の定める会則・細則に従い本英会話教室開講時のみ利用することが出来る。
- 2、会員は、本施設の定められた場所、及び指定された施設のみを利用することが出来る。

第20条 施設の利用禁止

会員が次の各号の一つに該当した場合、本英会話教室はその会員の利用を禁止することが出来る。

- 1、入会資格に抵触した場合。
- 2、別に定める規則や掲示物によるルール・マナー等を守らない方。
- 3、伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- 4、他の受講者および、他の施設利用者に迷惑をかけるなど代表者が不当と判断した場合。
- 5、他の受講者とトラブルをおこしたり、社会通念上、本英会話教室及び伊藤勝に不利益をもたらすと判断した場合代表者は、会員の施設の利用の禁止、及び除名の処置をとることがある。
- 6、上記事項以外に本英会話教室及び代表者が不相当と判断した場合。

第21条 免責

本英会話教室を利用するにあたり発生した盗難・障害・死亡・その他の事故については、一切本英会話教室及び伊藤勝の責に帰さないものとする。

第22条 損害賠償

- 1、会員並びに会員が同伴したビジターが本英会話教室の利用参加に際して発生させた物的損害について代表者は一切損害賠償の責は負わない。
- 2、会員が、本英会話教室が使用している諸施設の利用中、自己の責に帰す

べき事由により本英会話教室及び会社、または他の会員など第 3 者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第23条 当 Club からの契約解除

- 1、代表者はやむを得ない事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとする。
- 2、代表者は、会員が納めた月会費及びその他の諸費用は第 9 条、第 10 条により返還しないものとする。

第24条 個人情報保護

本英会話教室と伊藤 勝が知りえた個人情報は、当社個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則し法令順守の上、厳正な取り扱いをするものとする。

第25条 附 則

本英会話教室の入会金・月会費・教材費等については経済情勢の変動により変更する場合がある。

第26条 細則等

本会則に定めない事項並びに本英会話教室運営に必要な事項は、細則その他必要に応じて本英会話教室及び代表者が定めることが出来る。

第27条 改 正

本会則の改正は本英会話教室又は代表者が必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。
また、その内容は本英会話教室開催場所及び、ホームページに掲示するものとする。

第28条 開講時の撮影及びその利用について

開講時の模様を収録撮影し、その写真及び映像を広告又はそれらに準ずる利用をすることに会員は同意することとする。

第29条 本会則の発行

本会則は 2008 年 3 月 1 日より発効する。(平成 20 年 3 月 1 日)

WICTOR English Club

伊藤 勝

東海市加木屋町柿畑 33-7

0562-31-7177